通勤手当の事後確認の取扱いについて

（平成30年８月９日付け岩警第836号警察本部長）

〔沿革〕令和５年８月岩警第840号改正

職員に支給する通勤手当については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第29条、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第９号。以下「規則」という。）等により取り扱っているところであるが、規則第11条に規定する事後確認について、平成30年８月９日から次のとおり取り扱うこととするので誤りのないようにされたい。

なお、通勤手当の事後の確認について（昭和62年８月４日付け岩警発第767号）は、廃止する。

記

１　対象職員

事後確認は、３に定める基準日に通勤手当を現に受給している職員を対象として行うものとする。

２　確認決定権者

確認決定権者とは、岩手県警察代決、専決に関する訓令（昭和41年岩手県警察本部訓令第７号）第６条第10号、第14条第12号及び第15条第１号に規定する通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定を行う権限を有する者をいう。

３　確認の時期

定期及び随時に確認するものとし、それぞれ次に掲げる基準日の属する月に行うものとする。

(1)　定期確認

ア　定期券以外を利用して新幹線通勤する職員及び高速自動車国道を利用して通勤する職員

毎月月の初日

イ　ア以外の職員

２月１日及び８月１日

(2)　随時確認

ア　研修、病気休暇等により、定期確認を行うことができなかった職員の当該事由が消滅し、再び通勤を開始することとなったとき。

イ　確認決定権者が必要と認めたとき。

４　確認の方法

確認決定権者が通勤方法の区分ごとに、通勤手当確認書（別紙）を用いて、次に掲げる事項に留意して事実の確認を行うものとする。

(1)　交通機関利用通勤者（定期券以外を利用する新幹線通勤者を除く。）

次のいずれかにより確認すること。

ア　定期券又は回数券（利用区間・有効期間が記載されたもの）の写し及び交通機関等利用状況届出簿（別紙２。以下「届出簿」という。）

イ　使用済みプリペイドカードの原本又は使用中のプリペイドカードの写し及び届出簿

ウ　ＩＣカードの写し（モバイルSuicaなどスマートフォンのアプリケーション等により、ＩＣカードと同じ機能を有するものを使用する場合を除く。以下同じ。）及びＩＣカードの直近の利用履歴等（利用年月日・乗車履歴・金額等が記載された取得可能な期間のもの。以下同じ。）の原本又は届出簿

(2)　定期券以外を利用する新幹線通勤者

新幹線通勤者のうち、往路又は帰路のみ新幹線を利用するなどにより定期券を利用しない職員は、特急券の写し又はＩＣカードの写し及びＩＣカードの直近の利用履歴等の原本又は届出簿により確認すること。

(3)　高速自動車国道利用通勤者

届出内容と通勤実態が合致するかどうかを聴取又は実地調査するとともに、ＥＴＣカード利用明細書及び別途クレジットカード会社から送付される利用明細書・請求書又は届出簿により確認すること。

(4)　交通用具使用通勤者

道路改良等により通勤経路に変更がないか当該職員に確認させるとともに、通行可能な最短の経路を実地で測定する方法等により使用距離を報告させて確認すること。

(5)　その他

(1)から(4)までに掲げる方法により難い場合は、届出内容と通勤実態が合致するかの聴取又は現地調査その他の方法により確認すること。

５　その他

(1)　通勤手当確認書の備考欄には、通勤手当の支給要件を欠いていた者又は手当の支給が適正でなかった者について、規則第３条による届出を受け、同規則第４条によって手当を改定した場合に、その処理年月日及び事由その他参考事項を記載し、又は電磁的方法により記録するものとする。

(2)　現金支払いによる公共交通機関の乗車などにより、客観的な利用実態の把握ができない場合には、認定を取り消すことがあること。

別紙

確認印	確認決定権者	次長 副隊長 副校長 等	補佐 事務長 署会計 課長等	係長 主査	主任	係	所属名	
							起案日	年　月　日

通　勤　手　当　確　認　書　（A）

交通機関等利用者（定期券使用者）

職	氏　名	発行機関	番　号	利用区間	通用期間	価　格	備　考

注１　往路及び帰路とも定期券使用の者について記載のこと。
　２　決裁欄は、適宜変更することができる。

確認印	確認決定権者	次長 副隊長 副校長 等	補佐 事務長 署会計 課長等	係長 主査	主任	係	所属名	
							起案日	年　月　日

通　勤　手　当　確　認　書　（B）

交通機関等利用者（回数券、プリペイドカード又はＩＣカード使用者）

職	氏　名	発行機関	番　号	綴枚数	利用区間	価　格	備　考

注１　プリペイドカード原本を添付する場合は、番号欄の記載を省略することができる。
２　モバイルSuicaなどスマートフォンのアプリケーション等により、ＩＣカードと同じ機能を有するものを使用する者についても記載のこと。
３　価格欄は、バスカード又は回数券の場合は、提出された証拠書類の総額を記載し、ＩＣカードの場合は、片道運賃額を記載のこと。
４　備考欄は、回数券の有効期間を記載のこと。
５　決裁欄は、適宜変更することができる。

確認印	確認決定権者	次長 副隊長 副校長 等	補佐 事務長 署会計 課長等	係長 主査	主任	係	所属名	
							起案日	年　月　日

通　勤　手　当　確　認　書　（C）

交通用具使用者

職	氏　名	用具の別	使用区間	使用距離	駐車場所	確認印	備　考

注１　交通機関又は有料の道路を利用し、その運賃又は料金の全部又は一部に相当する額を手当として支給している職員については、確認書（A）又は（B）による確認も行うこと。
２　確認印欄は、使用距離等確認の上、該当職員が押印すること。
３　決裁欄は、適宜変更することができる。

確認印	確認決定権者	次長 副隊長 副校長 等	補佐 事務長 署会計 課長等	係長 主査	主任	係	所属名	
							起案日	年　月　日

通　勤　手　当　確　認　書　（D）

そ　の　他

職	氏　名	通勤の実情	備　考

注１　通勤の方法が、確認書の（A）から（C）までのいずれにも該当しない職員について記載すること。

２　決裁欄は、適宜変更することができる。

別紙2

交通機関等利用状況届出簿

所属名		職員番号		氏名		乗車券等購入年月	

日付	曜日	往路						帰路					
		通勤方法区分	乗車券等の種類	出発駅等	到着駅等	片道運賃	摘要	通勤方法区分	乗車券等の種類	出発駅等	到着駅等	片道運賃	摘要

備考

1 「乗車券等購入年月」欄には、定期券、回数券又はバスカードを購入した年月を記載すること。

2 「通勤方法区分」欄には、次のいずれかを記載すること。なお、「その他」を記載した場合は、「摘要」欄に具体的な通勤方法を記載すること。
(1) 鉄道 (2) 新幹線 (3) バス (4) 自家用車 (5) オートバイ(原動機付自転車、自動二輪等) (6) その他 (7)併用

3 「乗車券等の種類」欄には、次のいずれかを記載すること。なお、「その他」を記載した場合は、「摘要」欄に具体的な通勤方法を記載すること。
(1) 定期券 (2) 回数券 (3) バスカード (4) ICカード (5) ETCカード (6) その他 (7) 併用

4 「片道運賃」欄には、回数券、バスカード、ICカード及びETCカード利用の場合の片道運賃額を記載すること。

5 複数の通勤方法を利用している場合は、「通勤方法区分」欄及び「乗車券等の種類」欄に「併用」と記載し、「摘要」欄に通勤方法区分ごとに利用区間、通勤方法区分、乗車券等の種類及び片道運賃を記載すること。
また、「出発駅等」欄及び「到着駅等」欄には、併用する通勤方法区分を通じて最初の出発駅等及び到着駅等を記載すること。

区分	利用回数	当該月の利用率
鉄道	0 回	−
新幹線	0 回	−
バス	0 回	−
自家用車	0 回	−
オートバイ	0 回	−
その他	0 回	−
併用	0 回	−